

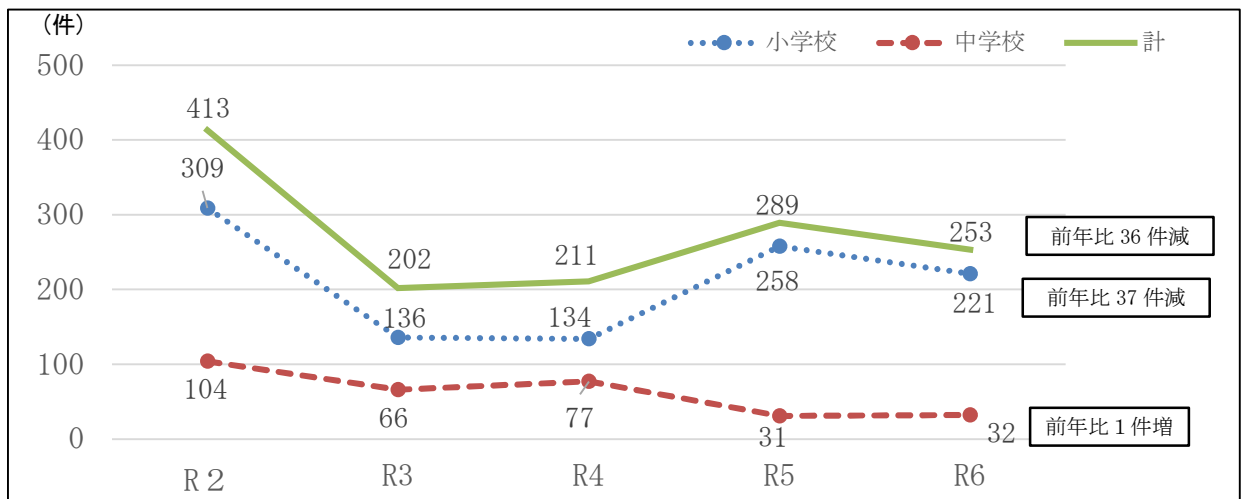
令和6年度横須賀市立小中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査の結果について

本報告は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および神奈川県教育委員会による「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果の公表内容に基づき、本市の状況をまとめたものです。

1 暴力行為について

(1) 暴力行為の発生件数の推移

本市の小中学校における暴力行為の発生件数は、前年度より36件減少（小学校で37件減少、中学校で1件増加）し、253件でした。



(2) 暴力行為の1,000人あたりの発生件数

本市の小中学校における暴力行為の1,000人あたりの発生件数は10.5件で、神奈川県は22.8件と比べて少ない状況です。

年度	横須賀市	神奈川県	全国
	小中学校	小中学校	小中学校
R2	15.6	12.1	6.6
R3	7.7	12.7	7.7
R4	8.3	14.6	9.8
R5	11.7	18.1	11.2
R6	10.5	22.8	13.6

※ 神奈川県は、公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

※ 横須賀市、神奈川県と比較するため、全国の数値については、文部科学省の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

(3) 暴力行為の調査結果とその検証

令和6年度の本市における暴力行為の発生件数については、前年度よりも減少しており、神奈川県や国と比較しても発生件数は少ない状況です。

これは、各学校が心理や福祉の専門家とも協働し、暴力行為の背景にある加害児童生徒を取り巻く様々な要因を、多面的かつ客観的に理解した上で指導・支援を行った成果であると考えています。

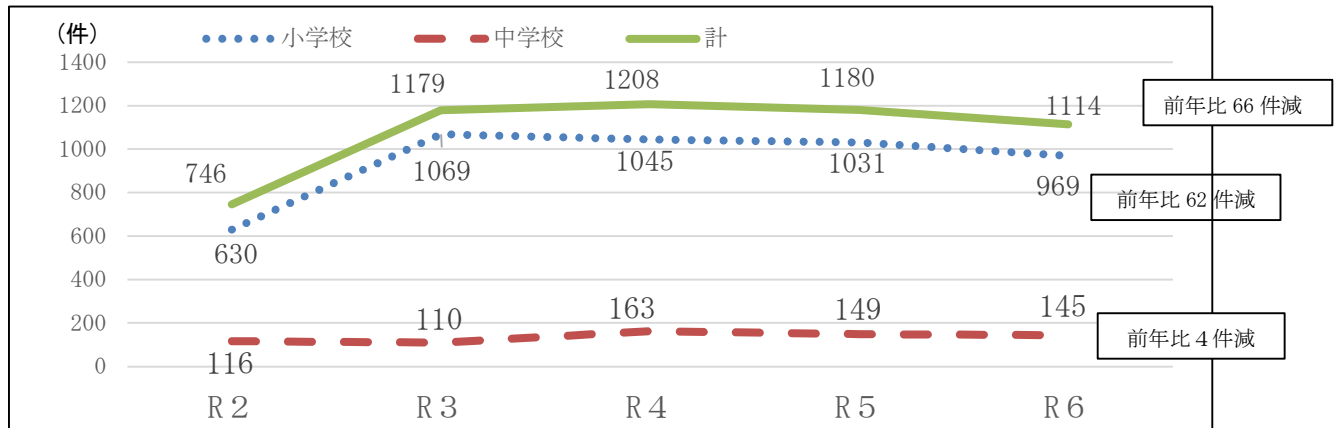
暴力行為を未然に防止するためには、児童生徒・教職員が豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな雰囲気づくりに努めていくことが大切です。また、道徳科や特別活動などとの関連を図り、関係機関などから外部講師を招いて、暴力防止、非行防止をテーマにした授業を行うなど、様々な機会を捉えて、暴力行為を未然に防止するための教育に取り組む必要があります。

教育委員会としては、引き続き事案に応じた対応策について、指導助言を行うとともに、状況に応じて学校を訪問し、校内支援体制づくりや心理的視点から児童生徒への支援方法について提案します。また、学校と関係機関との連携をサポートします。

2 いじめについて

(1) いじめの認知件数の推移

本市の小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より 66 件減少（小学校で 62 件減少、中学校で 4 件減少）し、1,114 件でした。



(2) いじめの 1,000 人あたりの認知件数

本市の小中学校におけるいじめの 1,000 人あたりの認知件数は 46.1 件で、神奈川県(件)の 81.4 件と比べて少ない状況となっています。1,000 人あたりの認知件数は昨年度に比べると微減しています。

年度	横須賀市	神奈川県	全国
	小中学校	小中学校	小中学校
R2	28.1	35.6	53.9
R3	45.1	47.7	64.8
R4	47.3	59.5	72.4
R5	47.7	69.9	78.7
R6	46.1	81.4	83.9

※ 神奈川県は、公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

※ 横須賀市、神奈川県と比較するため、全国の数値については、文部科学省の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

（３）いじめ調査の結果とその検証

令和６年度の本市のいじめ認知件数については、前年度よりも減少しており、神奈川県や国と比較しても、認知件数は少ない状況です。

これは、各学校が職員会議や研修を通していじめ問題に対する共通理解を深めるとともに、児童生徒会活動等を通じていじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした成果であると考えます。

一方で、認知件数が少ないということは良好な状況ですが、改めて、いじめの見落としがないか、児童生徒一人一人の様子を十分に把握できているか、各学校が点検する必要があると考えています。

学校においては、日常的に児童生徒がすぐに相談できる校内支援体制づくりを行い、組織的にいじめの早期認知・対応に努め、初期段階のいじめから家庭や関係機関と連携して対応することが大切となります。また、いじめ重大事態の発生を防ぐためにも、文部科学省が令和６年８月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えが適切に実施できているか点検する必要があります。

教育委員会としても引き続き、教職員へのいじめに対するきめ細かな研修を行い、認知に関する周知徹底を行います。また、未然防止に向けた取り組みと事案に応じた対応策について、指導助言を行うとともに、心理や福祉の専門家と協働しながら、関係機関と連携した支援体制づくりを推進し、児童生徒のいじめの未然防止に取り組んでまいります。

3 長期欠席・不登校について

(1) 長期欠席児童生徒のうち、不登校、病気等のそれぞれの人数（小中学校合計）

本市の小中学校における長期欠席児童生徒の人数は、前年度より 167 人増加し、1,893 人でした。

(人)

年度	長期欠席	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルスの感染回避	その他
R2	1,134	809	151	1	58	115
R3	1,405	937	211	0	108	149
R4	1,588	1,075	286	0	24	203
R5	1,726	1,278	345	0		103
R6	1,893	1,330	439	0		124

※長期欠席…1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒。その理由として、「不登校」「病気」「経済的理由」「その他」など主な理由を一つ選び計上。

※不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）。

※新型コロナウイルスの感染回避…

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、および医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者の数。令和 2 年度～令和 4 年度まで。

※その他…「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

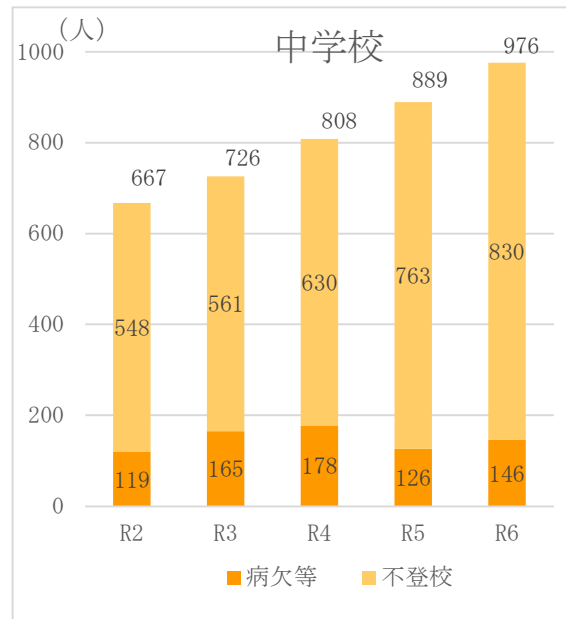
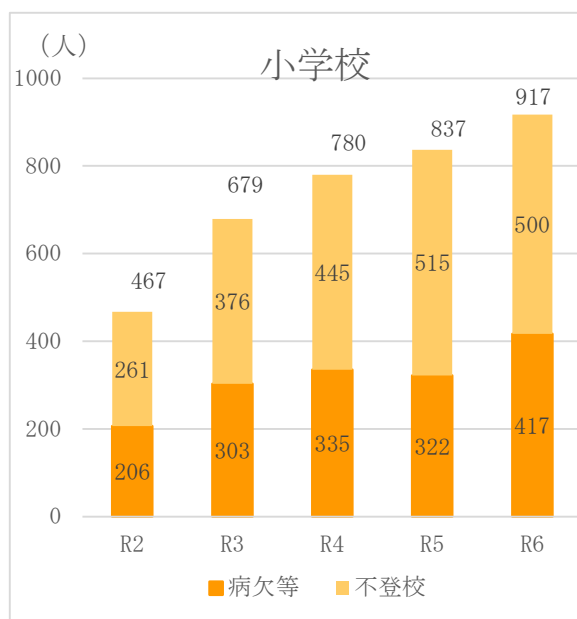
「その他」の具体例：・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。

・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が 30 日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が 30 日以上となる者。

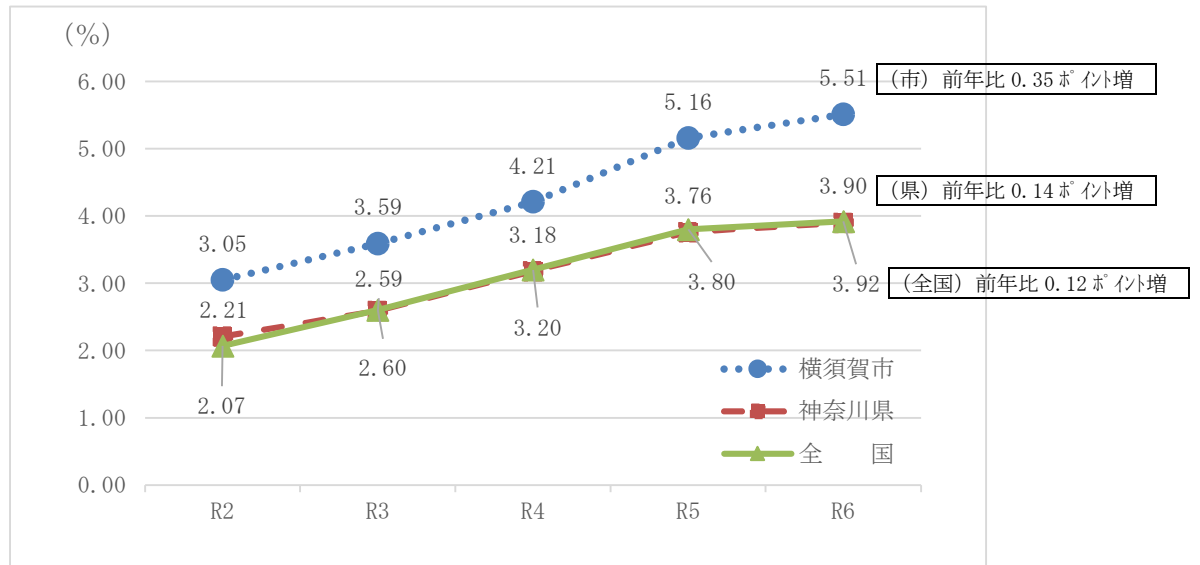
(2) 長期欠席児童生徒数の推移

本市の小中学校における不登校児童生徒の人数は、前年度より 52 人増加（小学校で 15 人減少、中学校で 67 人増加）し、1,330 人でした。



(3) 横須賀市・神奈川県・全国の不登校児童生徒出現率の経年変化

横須賀市の不登校児童生徒の出現率は前年度より 0.35 ポイント増加し、5.51%でした。



※ 神奈川県は、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）、全国については、公立小中学校（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

※ 横須賀市の数値は、1,000人あたりの人数として神奈川県教育委員会が公表した数値を、横須賀市が独自に出現率（100人あたりの人数）に換算して掲載しています。

(4) 不登校調査の結果とその検証

不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあります。また、神奈川県や国と比較しても、出現率が高く、課題が大きい状況です。

不登校には、学校に登校できるが教室（集団）で授業を受けることが難しい状況にある児童生徒、学校に登校することが難しく学校外の機関で支援を受けている状況にある児童生徒、家から出ることも難しく学校内外における相談・指導等を受けられない状況にある児童生徒等、段階ごとに異なる対応が必要です。

これまで、学校においては、心理や福祉の専門家、相談員等とも共通理解を図り、アンケートやスクリーニング等を通して、多様なニーズや背景を持つ児童生徒の状況を適切に把握し、一人一人にあった支援や学びの場につなぐ取り組みを進めてきました。また、教育委員会として、校内教育支援センターや市内5か所に相談教室を設置することで、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを進めてきました。しかし、不登校を取り巻く対応の課題は依然として大きく、今後はこれまでの取り組みを見直し、さらに充実させていく必要があります。

児童生徒がどんな状況にあっても、他者との関わりの中で学びを深める機会を失うことがあってはなりません。誰もが安心して自分らしく学べる仕組みをさらに発展させるため、教育委員会として市内不登校状況を調査・研究し、不登校の段階に応じた支援方法を学校に示すとともに、校内外の教育相談体制の一層の充実や多様な支援の場の周知・整備等、よりよい学びの場や居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。

出典

- ・ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)
(令和7年10月30日 参照)
- ・ 「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果について」（神奈川県教育委員会）
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/kanamonkou.html>)
(令和7年10月30日 参照)